

## 熊本県自立支援通訳の派遣等に関する実施要領

### 第1 目的

この実施要領は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「中国残留邦人等地域生活支援事業」の自立支援通訳等派遣事業実施要領に定める他自立支援通訳の派遣に必要な事項を定めるものとする。

### 第2 派遣する自立支援通訳の決定

派遣要請があり自立支援通訳を派遣する場合は、第3の登録者名簿から選任することとする。その際自立指導員及び派遣要請者の意見を聞いて選任を行うものとする。

### 第3 自立支援通訳の登録

知事は、別紙様式1により、自立支援通訳の登録申請があったとき、その者が次の要件を備えていると認められた場合は、自立支援通訳として登録するものとする。

- (1) 日中両国語の通訳能力を有すると認められること。
- (2) 帰国者等の援護に関し、理解と熱意を有すること。
- (3) 心身ともに健康であること。

### 第4 自立支援通訳の心得

自立支援通訳は、業務を行うにあたって、帰国者の人格を尊重し、その身上に関して知り得た秘密を守らなければならない。

### 第5 自立支援通訳の解任

知事は、自立支援通訳が第4の自立支援通訳の心得を守らなかつたり、次のいずれかに該当するときは、解任するものとする。

- (1) 業務に支障があり、又はこれに耐えられないと認められたとき。
- (2) 自立支援通訳としてふさわしくない行為があったと認められたとき。

### 第6 業務報告

自立支援通訳は、毎月業務の状況を取りまとめ、別紙様式2により、翌月10日までに県担当課に報告するものとする。

### 第7 手当の支給

知事は、自立支援通訳として派遣された者に対し、次のとおり手当及び旅費を支給することとする。

- (1) 手当 日額9,360円  
(ただし、業務時間が4時間に満たない場合は、4,680円とする。)
- (2) 旅費 熊本県職員等の旅費に関する条例による。

### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年8月29日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。